

平成26年度（実施分）主な税制改正のお知らせ

市県民税の均等割額の引き上げについて

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税・県民税の均等割額が、それぞれ500円加算されます。

均等割額	平成25年度	平成26年度～平成35年度
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

給与所得控除の見直しについて、

給与収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

改正前（平成25年度まで）

給与収入金額（A）	給与所得金額
10,000,000円～	$(A) \times 0.95 - 1,700,000$ 円



改正後（平成26年度から）

給与収入金額（A）	給与所得金額
10,000,000円～14,999,999円	$(A) \times 0.95 - 1,700,000$ 円
15,000,000円以上	$(A) - 2,450,000$ 円

特定支出控除の見直しについて

- (1) 特定支出控除について、職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費及び職務に必要な図書費、衣服費、交際費などの勤務必要経費（上限 65 万円）が追加されました。
- (2) その年の特定支出の額の合計額が次に定める金額を超える場合は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができることとなりました。

- ア その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円以下の場合
→ その年中の給与所得控除額の 2 分の 1 に相当する金額
- イ その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円超の場合
→ 125 万円

ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しについて

平成 25 年分確定申告から復興特別所得税が課税されることに伴い、平成 26 年度市民税・県民税から平成 50 年度市民税・県民税までの 25 年間、寄附金税額控除の特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に復興特別所得税の税率（2.1%）を乗じて得た率を加算して算出することとされました。

平成 25 年度まで

○基本控除分

市民税：(寄附金額－2,000 円) × 6% 県民税：(寄附金額－2,000 円) × 4%

○特例控除分

市民税：(寄附金額－2,000 円) × (90%－所得税の限界税率 0～40%) × 5 分の 3

県民税：(寄附金額－2,000 円) × (90%－所得税の限界税率 0～40%) × 5 分の 2

※特例控除額は所得割額の 1 割が上限となります。

平成 26 年度以降

○基本控除分

変更なし

○特例控除分

市民税：(寄附金額－2,000 円) × (90%－所得税の限界税率 0～40% × 1.021) × 5 分の 3

県民税：(寄附金額－2,000 円) × (90%－所得税の限界税率 0～40% × 1.021) × 5 分の 2

※特例控除額は所得割額の 1 割が上限となります。